

# 農作物等における雪害防止対策の徹底について

降雪期を迎え、雪害を防止するため、以下のことに留意して雪害を防止しましょう。

## 除雪作業を行う場合は（全般的）

- 屋根等の高所で除雪作業を行う場合は、はしごをしっかりと固定し、命綱をつけて作業を行う。また、作業は午前中に行うようにし、雪の緩みに注意する。軒下で作業する場合は、落雪に注意し、ヘルメットや帽子をかぶる。
- 除雪機を使う場合は、ロータリーに巻き込まれないよう服装に注意し、点検・調整等は必ずエンジンを止めて行う。

## ～積雪前に～

- 農業用施設では** ●冬季に使用しないビニールハウスでは、あらかじめ被覆ビニールを取り除く。  
●必要に応じて支柱や筋交い等により施設を補強し、破損箇所を補修して強度を高める。
- 畜産では** ●輸送事情等の悪化により給与飼料が不足しないよう、一定量の備蓄を確保する。

## ～積雪期の対応～

- 農業用施設では** ●屋根の積雪は、屋根上及び側面を中心にできるだけ早く除雪し、特に日照や風により屋根の北側または風下側にかたよって積もらないようにする。  
●被覆していないハウスもジョイント部分等への着雪による倒壊の恐れがあるので、適宜雪を落とす。
- 畜産では** ●早め早めの雪おろしと畜舎周辺の除排雪に努め、水道管の凍結防止対策を講ずる。  
●畜舎内の低温環境下による生産効率の低下を抑えるため、幼畜に対しては生育段階に適した保温に努め、換気に留意する。

【お問い合わせ先】 藤里町農林課 農業振興係 ☎79-2114

# 高齢者等宅除排雪助成事業のお知らせ

～ 玄関前除排雪・屋根の雪下ろし費用を助成します ～



## ◆対象者◆

藤里町に住んでいる方で、自力で除排雪が困難であり、親族や近隣者の援助を受けられない、下記のいずれかに該当する場合。

- ①70歳以上の高齢者のみの世帯  
(平成31年3月31日までに70歳になる方を含む)
- ②世帯の全員が身体障害者手帳の「1級」か「2級」を所持
- ③世帯の全員が療育手帳の「A」を所持
- ④その他特別な事情がある世帯

## ◆利用方法◆

地区の民生児童委員または社会福祉協議会に依頼をしてください。

現地を訪問し、事業の実施が適当と判断された場合、町社協が町内業者に連絡をします。(除排雪完了後に連絡をいただいても、事業の対象にはなりません。)

更に短時間で済むと思われる軽度な除排雪作業については、町社協へ登録された共助組織やNPO、隣人等でも作業できます。

## ◆除排雪の内容◆

### 【玄関前除雪】

積もった雪の深さが **20cm以上** のとき、玄関前から公道までの通行部分の除雪を行います。  
状況に応じて排雪や軒下の堆積した雪が通行に危険を及ぼすと判断した場合にも対応します。  
更に、雪の深さが20cm以下であっても生活に支障をきたす場合もありますのでご相談ください。

### 【屋根の雪下ろし】

屋根の上の雪の厚さが **50cm以上** となったとき、**住宅部分のみ** の雪下ろしを行います。  
(物置等の附属建物は事業の対象外です。)

## ◆助成額◆

**1回につき2万円を上限** として助成します。  
助成額を超えた分については **利用者負担** となります。  
また、2時間未満の軽度な作業については、30分で500円を助成し、1回の上限を2千円とします。

※一世帯総額、年間6万円まで助成が可能です。

## 【お問い合わせ先】

藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113  
藤里町社会福祉協議会 ☎79-2848